

北海道レクリエーション協会旅費規程

第1条 この規程は、北海道レクリエーション協会の用務に関わる旅費等について必要な事項を定める。

第2条 この会の用務のため、勤務場所又は居所を離れて旅行する場合には、当該者に対し旅費を支給する。

評議員は当該者に含めない。

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により支給する。

第4条 旅費の種類及び金額は次のとおりとする。

(1) 道内旅費

ア 交通費 実費

イ 日当 1日当たり 500円

役員の日当については、片道4時間を超える場合は日当を重ねて支給することができる。

ウ 宿泊料 1泊当たり 8,000円

(2) 道外旅費

ア 交通費 実費

イ 日当 1日当たり 1,500円

ウ 交通費補助 道外交通費 1行程当たり 2,000円)

エ 宿泊料 1泊当たり 10,000円)

航空機と宿泊のパックが最安の場合はこれを利用する。

第5条 交通費の計算は、勤務場所又は居所から片道2km以上離れ、かつ、交通機関を利用する場合に支給する。

2 利用交通機関の運賃に区分がある場合には、下級の運賃を支給する。

3 道内旅行はバス・JR等最安の機関を利用する。JRの場合原則とし、特急料金は片道の運行乗車区間が50km以上の場合、座席指定料金は100km以上の場合に支給する。

往復割引運賃を適用する。

バス・JR利用が困難な場合で自家用車を使用の場合は距離に見合った燃料代を支給する。

1キロ=35円とする。

航空機及び航空機と宿泊のパックが最安の場合はこれを利用する。

4 道外旅行等で航空機利用の場合は、割引旅客運賃を支給する。

航空機と宿泊のパックが最安の場合はこれを利用する。

第6条 負担金を必要とする等、特殊な事情がある場合は自己負担とにならない範囲で調整のうえ、支給することができる。

相手側が旅費及び宿泊費等の負担をする場合は道レクからは差額も含め、重ねて支給しない。

第7条 この旅費規程が適用できない場合は会長、理事長、事務局長で協議する。

附則

この規程は、平成 6年4月30日から施行する。

この規程は、平成 8年4月27日から施行する。

この規程は、平成10年4月25日から施行する。

この規程は、平成16年4月24日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、令和 2年4月1日から施行する。